

**パーフェクト宅建
基本予想問題集
【法改正のお知らせ】**

(3467)

平成 24 年 9 月 24 日
(株)住宅新報社 書籍編集部
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 24 年 10 月 21 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P248 ④の 2 行目	～所在する市町村の区域内にあるときは、農業委員会の許可を受け、当該農地が、その取得しようとする者の所在する市町村の区域外にあるときは、都道府県知事の許可を受ける必要がある。	所在する市町村の内外を問わず、農業委員会の許可を受ける必要がある。
P249 ④の 2 行目	～所在する市町村の区域内にあるときは、農業委員会の許可を受け、当該農地が、その取得しようとする者の所在する市町村の区域外にあるときは、都道府県知事の許可を受ける必要がある。	所在する市町村の内外を問わず、農業委員会の許可を受ける必要がある。
P249 ④の point	3 条では、対象となる農地を当該市町村以外の居住者が取得する場合、許可権者は知事である。	農地法 3 条の許可権者は、すべて農業委員会である！

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P106 ③の 2 行目	単独でDに対して	単独でEに対して

**パーフェクト宅建
基本予想問題集
【法改正のお知らせ】**

(3467)

平成 24 年 6 月 27 日
(株)住宅新報社 書籍編集部
TEL. 03-6403-7806

【法改正による修正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の本試験は、平成 24 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題され、平成 24 年 10 月 21 日（日）に実施されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P189 ①の 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事 等 の許可を
P189 ①の point	許可権者は、都道府県知事。	許可権者は、都道府県知事（ 市の区域内にあっては、当該市長 ）。
P189 ③の 2 行目	都道府県知事の許可を要する	都道府県知事 等 の許可を要する
P246 下の基本ルール内 3 条の例外	<u>都道府県知事 （取得者と農地等の所在地の市町村が 違うとき）</u>	削除
P248 下の基本ルール内 許可権者	<u>（例外的に都道府県知事）</u>	削除
P258 肢④の 2 行目	都道府県知事の許可を	都道府県知事 等 の許可を
P259 下の基本ルール内 右側	事業の施行の障害となる～ は都道府県知事の許可	事業の施行の障害となる～ は都道府県知事 等 の許可
P259 肢④の point	都道府県知事の許可	都道府県知事 等 の許可
P262 肢①の 2 行目	都道府県の知事の許可を受け	都道府県の知事 等 の許可を受け
P263 ①の 3 行目	都道府県の知事の許可を受けなければ	都道府県の知事 等 の許可を受けなければ
P263 ①の point	知事（又は国土交通大臣）の許可が必要である。	知事（ 市の区域内において行われる個人施行・組合施行・公社施行・市が施行する場合は、当該市長 ）の許可が必要である。 なお、国土交通大臣が施行するものは、国土交通大臣の許可である。
P465 肢③の 1～2 行目	平成 <u>24</u> 年 3 月 31 日までの間に	平成 27 年 3 月 31 日までの間に

【正 誤】 本書籍におきまして、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P173 ①の3行目	国の利害に重大な関係がある場合 <u>な</u> <u>ど</u> のときのみ	国の利害に重大な関係がある場合の ときのみ